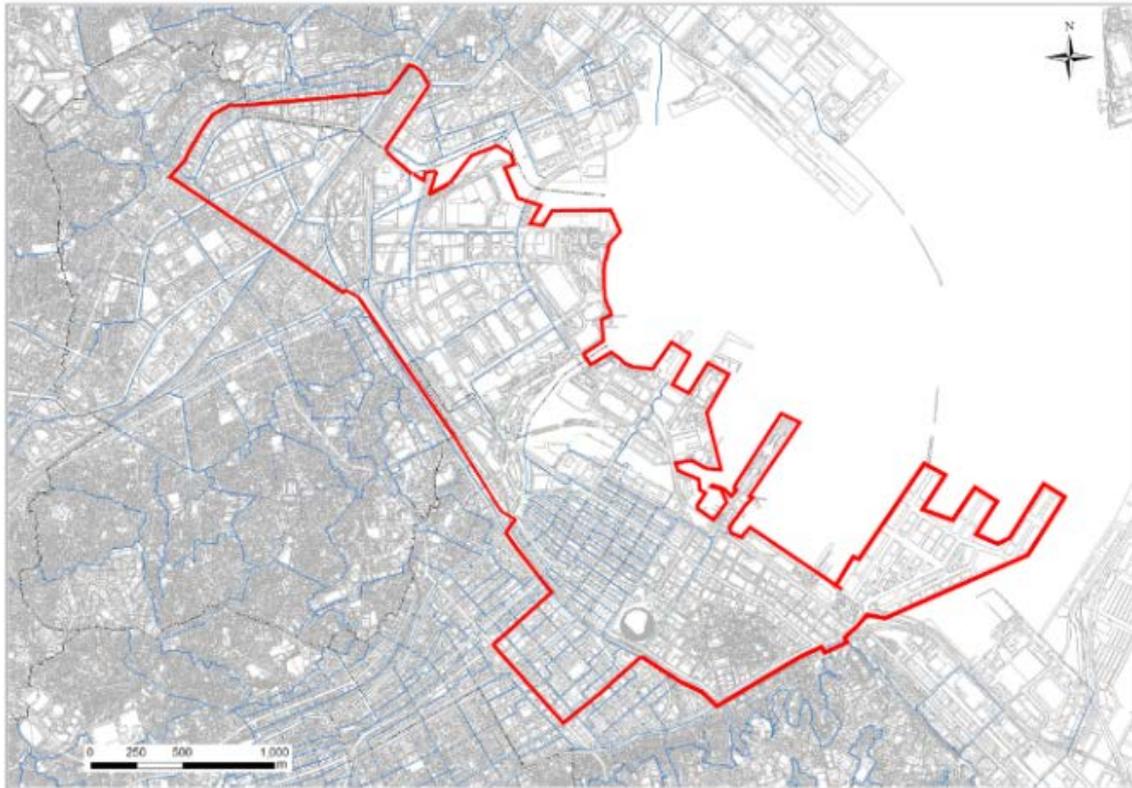


附置義務台数の特例が適用される区域（赤線で囲った部分）



条例第4条（抜粋）

（前略）ただし、当該附置義務台数未満であっても自転車の駐車需要を満たすことができるものとして規則で定める区域においては、当該附置義務台数に規則で定める割合を乗じて得た台数を当該区域における附置義務台数とする。

条例施行規則第3条の2

条例第4条ただし書に規定する規則で定める区域は、横浜市神奈川区、西区及び中区のうち、市長が告示する区域とする。

2 条例第4条ただし書に規定する規則で定める割合は、2分の1とする。

告示区域

神奈川区の区域のうち、鶴屋町（市道青木浅間線以南の区域に限る。）及び金港町（一般国道一号線以西の区域に限る。）の区域、

西区の区域のうち、北幸一丁目及び北幸二丁目、楠町（市道青木浅間線以东の区域に限る。）、浅間町（市道青木浅間線以东で県道横浜生田以北の区域に限る。）、南幸一丁目及び南幸二丁目、高島一丁目及び高島二丁目、平沼一丁目（県道横浜生田以北の区域に限る。）並びにみなとみらい一丁目からみなとみらい六丁目までの区域、桜木町四丁目から桜木町七丁目までの区域（一般国道十六号線以东の区域に限る。）、市道栄本町線（みなとみらい大橋の区域に限る。）の区域、横浜国際港都建設計画道路三・一・七号栄本町線支線一号線の区域に相当する区域及び同都市計画道路の整備に関連して埋立てを実施する横浜港湾計画に定める区域並びに市道高島台第二百九十五号線（国際橋の区域に限る。）の区域、

中区の区域のうち、内田町の区域、桜木町一丁目から桜木町三丁目までの区域（一般国道十六号線以东の区域に限る。）、海岸通、北仲通、本町、元浜町、南仲通、弁天通、太田町、相生町、住吉町、常盤町、尾上町、真砂町、港町、羽衣町（一般国道十六号線以南の区域に限る。）、蓬莱町、万代町、不老町及び翁町の区域、扇町一丁目から扇町三丁目までの区域（市道山下高砂線以北の区域に限る。）、長者町二丁目から長者町五丁目までの区域（市道横浜駅根岸線以东の区域に限る。）、新港一丁目及び新港二丁目、日本大通、横浜公園及び山下町の区域、山手町及び元町の区域（市道山下町第八十四号線以北の区域に限る。）並びに市道高島台第二百九十五号線（国際橋及び新港橋の区域に限る。）の区域